

料金表

1 よしだでんき電灯 S + (北海道, 東北, 関東, 中部, 北陸, 九州)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリアまたは九州エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、原則として、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、5（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表別紙のとおりといたします。ただし、お客さまと当社との協議により、契約電流を 5 アンペアまたは、15 アンペアとする場合の基本料金は、契約電流を 5 アンペアとする場合の基本料金は、契約電流が 10 アンペアの場合の基本料金の半額とし、契約電流を 15 アンペアとする場合の基本料金は、契約電流が 10 アンペアの場合の基本料金の 1.5 倍といたします。また、まったく電氣を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

2 よしだでんき電灯 S (関西, 中国, 四国)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関西エリア、中国エリアまたは四国エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標

準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情等に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、5（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表別紙のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

3 よしだでんき電灯 L（北海道，東北，関東，中部，北陸，関西，中国，四国，九州）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、5（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表別紙のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

4 よしだでんき動力（北海道，東北，関東，中部，北陸，関西，中国，四国，九州）

（1）適用範囲

動力を使用され，託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで，原則として，契約電力が1キロワット以上かつ50キロワット未満であるものに適用いたします。

（2）契約電力

契約電力は，需要場所における負荷設備の内容等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また，この需給約款による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は，この需給約款による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

（3）季節区分

イ 季節区分は，次のとおりといたします。

（イ）夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

（ロ）その他季

夏季以外の期間をいいます。

（4）料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，5（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は，1月につき料金表別紙のとおりといたします。ただし，（1）にかかわらず，お客さまと当社との協議により，契約電力を0.5キロワットとする場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

（5）その他

イ 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

5 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、料金表別紙のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

(イ) 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、当該値が(ロ)の離島平均燃料価格上限値を上回る場合の離島平均燃料価格は、(ロ)の離島平均燃料価格上限値といたします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格等算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、料金表別紙のとおりといたします。

なお、各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島平均燃料価格上限値は、料金表別紙のとおりといたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道エリア、東北エリア、中国エリアおよび九州エリア

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000$$

$$+ (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000$$

(ロ) 関東エリア, 中部エリア, 北陸エリア, 関西エリアおよび四国エリア

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格等算定期間の平均燃料価格または離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は, その平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお, 各平均燃料価格等算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, 次のとおりといたします。

平均燃料価格等算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、料金表別紙のとおりといたします。

(3) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、料金表別紙のとおりといたします。

(4) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、料金表別紙のとおりといたします。

(5) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イおよびロの各平均燃料価格等算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社ホームページ等でお知らせいたします。

料金表別紙

1 料金単価

エリア	メニュー	基本料金単価	電力量料金単価	
北海道	よしだでんき 電灯S+	契約電流 10 アンペアにつき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		360.00 円	38.25 円	42.40 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		360.00 円	40.10 円	44.44 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		1230.95 円	28.93 円	28.93 円
東北	よしだでんき 電灯S+	契約電流 10 アンペアにつき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		360.00 円	33.53 円	37.70 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		360.00 円	36.08 円	39.74 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		1190.85 円	27.22 円	25.77 円
関東	よしだでんき 電灯S+	契約電流 10 アンペアにつき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		290.00 円	32.97 円	36.32 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		290.00 円	33.66 円	37.36 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		927.46 円	27.49 円	25.92 円

エリア	メニュー	基本料金単価	電力量料金単価	
中部	よしだでんき 電灯S+	契約電流 10 アンペアにつき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		280.00 円	23.65 円	26.77 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		280.00 円	24.63 円	27.52 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		1029.80 円	17.09 円	15.54 円
北陸	よしだでんき 電灯S+	契約電流 10 アンペアにつき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		300.00 円	32.29 円	35.29 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		300.00 円	32.64 円	35.66 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		1120.18 円	26.09 円	25.03 円
関西	よしだでんき 電灯S	1 契約につき	最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		300.00 円	22.72 円	25.58 円
	よしだでんき 電灯L	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	最初の 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき
		400.00 円	19.73 円	22.79 円
	よしだでんき 動力	契約電力 1 キロワットにつき	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
		925.80 円	14.43 円	12.95 円

エリア	メニュー	基本料金単価	電力量料金単価	
中国	よしだでんき 電灯S	1契約につき	最初の300キロワット 時までの1キロワット 時につき	300キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		480.00円	35.85円	39.13円
	よしだでんき 電灯L	契約容量1キロボル トアンペアにつき	最初の350キロワット 時までの1キロワット 時につき	350キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		428.00円	32.67円	36.02円
	よしだでんき 動力	契約電力1キロワッ トにつき	夏季1キロワット時に つき	その他季1キロワット 時につき
		1000.46円	26.98円	25.69円
四国	よしだでんき 電灯S	1契約につき	最初の300キロワット 時までの1キロワット 時につき	300キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		380.00円	34.10円	37.68円
	よしだでんき 電灯L	契約容量1キロボル トアンペアにつき	最初の350キロワット 時までの1キロワット 時につき	350キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		395.60円	30.41円	34.12円
	よしだでんき 動力	契約電力1キロワッ トにつき	夏季1キロワット時に つき	その他季1キロワット 時につき
		1004.52円	25.90円	24.54円
九州	よしだでんき 電灯S+	契約電流10アンペ アにつき	最初の300キロワット 時までの1キロワット 時につき	300キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		300.00円	21.66円	25.38円
	よしだでんき 電灯L	契約容量1キロボル トアンペアにつき	最初の350キロワット 時までの1キロワット 時につき	350キロワット時をこ える1キロワット時に つき
		310.00円	22.07円	25.75円
	よしだでんき 動力	契約電力1キロワッ トにつき	夏季1キロワット時に つき	その他季1キロワット 時につき
		852.07円	17.27円	15.58円

2 燃料費調整諸元

(1) 基準燃料価格等

エリア	基準燃料価格 1キロリットル につき	α	β	γ	基準単価 1キロワット 時につき
北海道	80,800 円	0.1874	0.0899	1.0036	0.173 円
東北	83,500 円	0.0259	0.2563	0.8915	0.197 円
関東	86,100 円	0.0048	0.3827	0.6584	0.183 円
中部	45,900 円	0.0275	0.4792	0.4275	0.233 円
北陸	79,800 円	0.0415	0.0745	1.2499	0.165 円
関西	27,100 円	0.0140	0.3483	0.7227	0.165 円
中国	80,300 円	0.0406	0.0992	1.1994	0.212 円
四国	80,000 円	0.0875	0.0770	1.1770	0.154 円
九州	27,400 円	0.0053	0.1861	1.0757	0.136 円

(2) 離島基準燃料価格等

エリア	離島基準 燃料価格 1キロリットル につき	離島平均燃料 価格上限値 1キロリットル につき	α	β	γ	離島基準単価 1キロワット 時につき
北海道	79,300 円	119,000 円	1.0000	-	-	0.001 円
東北	79,300 円	119,000 円	1.0000	-	-	0.001 円
中国	79,300 円	119,000 円	1.0000	-	-	0.001 円
九州	79,300 円	119,000 円	1.0000	-	-	0.003 円